

プレミアム付商品券のご紹介

問 保健福祉課 社会福祉係
☎476-1111(162)

プレミアム付商品券を購入できるのは？

① 非課税者分

令和元年度の住民税(均等割)が課税されていない方
ただし、下記に該当する方は除きます。

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者等



② 子育て世帯分

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主



おひとりにつき、最大25,000円分の商品券を20,000円で購入できます。

お子さまおひとりにつき、最大25,000円分の商品券を20,000円で購入できます。

①②両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入いただけます。

例えば・・・



プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ(目安)

- 申請する非課税者分のみ**
 - ・大崎町では、8月中に購入対象者として可能性がある方に、申請書を郵送します。
※申請受付が始まっても申請書が届かない場合は、平成31年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問い合わせください。
 - ・申請書に必要事項を記入、押印して提出してください。
(提出先 大崎町役場保健福祉課 プレミアム付商品券担当 大崎町役場野方支所)
 - ・申請期間：令和元年8月15日から11月29日まで
※子育て世帯分については申請は不要です。
※DV被害者で他の市区町村から住民票を移さずにお住まいの方については、現在お住まいの市区町村等にご相談ください。
- 商品券の購入引換券が届く**
 - ・非課税者分については、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。
 - ・子育て世帯分については住民票記載の住所に世帯主の方宛てで購入引換券が届きます。
- 商品券を購入する**
 - ・大崎町商工会又は野方支所で、現金と購入引換券・本人確認書類を示し商品券を購入してください。
 - ・商品券は5千円単位で購入することもできます。(5千円分の商品券を4千円で購入)
 - ・購入可能期間：令和元年10月1日から令和2年2月28日まで
- 商品券を使用する**
 - ・商品券は使用可能な期間中に、原則、大崎町内の使用可能な店舗でご使用ください。
 - ・使用可能期間：令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
※商品券は、代理の方でも使用できます。 ※商品券の転売や譲渡は行わないでください。
※お釣りはできません。商品券1枚あたりの額面は500円とし、利用しやすい額としています。